

# 一般社団法人日本血栓止血学会 ジョイントシンポジウム運営規程

令和3年5月1日制定

## (目的)

- 第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第31条に基づき開催される年次学術集会等（以下、「学術集会等」という）における他の学会、他の団体と合同企画にて開催するジョイントシンポジウムの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2) アジア太平洋血栓止血学会（APSTH）と共催するジョイントシンポジウムの運営規程は別に定める。

## (開催の申込)

- 第2条 ジョイントシンポジウムは、本学会以外の他の学会・団体の代表からの申し込みにより開催する。
- 第3条 または本学会が他の学会・団体の代表に対し申し込むことにより開催する。
- 第4条 開催日は、双方の代表者および学術集会等の会長が協議し、決定する。

## (関係する団体)

- 第5条 第2、3条にいう団体とは国内外の医学会とする。医学会に準ずる団体については理事会で協議する。

## (座長・演者の決定)

- 第6条 第2、3条にいう両団体間の協議により、原則として両学会員より演者・座長をバランス良く選出する。

## (学術集会における位置づけ)

- 第7条 学術集会においてジョイントシンポジウムを開催する場合、会長は学術集会における正プログラムとして十分な準備期間と適切な会場を準備しなければならない。

## (運営経費)

- 第8条 ジョイントシンポジウムの運営は原則として営利企業によるスポンサーを得ずに学術集会等が行う。
- 2) 本学会会員に対する謝金・交通費は支払わない。

- 3) 非会員の演者については謝金規定に従う。
- 4) 非会員の交通費については旅費規程に従う。
- 5) 3項4項の経費は本学会中央経費より支出する。

(規則の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経て変更する。

(事務局)

第10条 ジョイントシンポジウム運営に必要な事務は学術集会等の運営事務局が行う。

#### 付 則

1. この規程は、令和3年5月27日より施行する。